

国立大学法人京都教育大学連携協議会設置要項

平成27年 3月12日 制 定
令和 3年12月13日 最終改正

(設 置)

第1条 京都府教育委員会及び京都市教育委員会との連携等により、地域に密接して教員養成機能の中心的役割を担いつつ、京都における教員養成の質的向上を図ることを目的として、国立大学法人京都教育大学連携協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組 織)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学長が指名する理事
- 二 副学長（労務・財務担当）
- 三 副学長（連合教職実践研究科担当）
- 四 教育創生リージョナルセンター機構長
- 五 京都府教育委員会から推薦された者
- 六 京都市教育委員会から推薦された者
- 七 京都府の公立小学校、公立中学校及び高等学校の長 各1名
- 八 京都市の公立小学校、公立中学校及び高等学校の長 各1名
- 九 その他必要に応じて学長が委嘱する者

(委員の任期)

第3条 前条第五号から第九号までの委員の任期は、委嘱の日から当該年度の3月31日までとし、再任を妨げない。

(所掌事項等)

第3条の2 協議会は、次に掲げる事項を審議等し、必要に応じて学長に意見を述べるものとする。

- 一 本学の卒業・修了者に関する事
- 二 地域の教育課題に関する事
- 三 本学の教員養成及び現職教員の支援に関する事
- 四 大学院連合教職実践研究科における教育課程の編成及び実施に関する事
- 五 その他京都府教育委員会及び京都市教育委員会との連携協定等に基づく各種事業に関する事

(議 長)

第4条 協議会に議長を置き、第2条第一号の委員のうちから学長が指名する者をもって充てる。

2 議長は、協議会を主宰する。

(委員以外からの意見の聴取)

第5条 協議会が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(事 務)

第6条 協議会の事務は、事務局関係各課の協力を得て、総務・企画課において処理する。

(雑 則)

第7条 この要項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要項は、平成27年3月12日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年7月12日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要項は、令和４年４月１日から施行する。